

陸上自衛隊仕様書

物品番号		仕様書番号
		HC-C-Z300043
個人の外部被ばく線量の測定	防衛大臣承認	年月日
	作成	令和5年8月2日
	変更	年月日
	作成部隊等名	補給統制本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する個人の外部被ばく線量の測定（以下、“測定”といふ。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

バッジ

被ばくした線量を測定するように設計された線量計をいい、バッジ型の測定器のことをいう。

1.2.2

体幹部

頭部、けい（頸）部、胸部、上腕部、腹部及び大たい（腿）部の総称をいう。

1.2.3

検出素子

外部電源なしに入射した放射線の情報を蓄積し、リーダで読み取ることで情報量に応じた信号量を発生する物質をいう。

1.2.4

リーダ

検出素子からの信号を読み取る装置をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

ISO/IEC 17025 試験及び校正を行う試験所の能力に関する一般要求事項

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）

2 測定に関する要求

2.1 一般的な要求事項

一般的な要求事項は、次による。

- a) この測定は、契約の相手方が用意するバッジを官側が使用し、この間にバッジが受けた放射線の量から個人線量（実効線量及び等価線量）（以下、“個人線量”という。）を算定し、報告する。
- b) 契約の相手方は、測定の実施に当たり、“放射性同位元素等の規制に関する法律”を遵守する。
- c) 契約の相手方は、測定の実施に当たり、ISO/IEC 17025の分類コード及び名称“M33.1 個人線量測定”的認定を受けていなければならない。

2.2 バッジの種類

バッジの種類は、表1による。

表1-種類

番号	品名
1	バッジ（X・γ線用）
2	バッジ（中性子線用）

2.3 バッジの呼び方

バッジの呼び方は、仕様書の名称及び表1の品名による。

例 個人の外部被ばく線量の測定、バッジ（X・γ線用）

2.4 バッジの機能

バッジの機能は、次による。

- a) **バッジ（X・γ線用）** バッジ（X・γ線用）は、次による。
 - 1) 入射したX線及びγ線の情報を検出素子に蓄積し、その情報をリーダで読み取ることによって体幹部に装着したときの個人線量を算定可能とする。
 - 2) クリップ、安全ピンなどを備え、衣類に装着可能な構造とする。
 - 3) 表面に、測定対象者名及び測定開始日が容易に識別するための表示をもつ。
- b) **バッジ（中性子線用）** バッジ（中性子線用）は、次による。
 - 1) 入射した中性子線、X線及びγ線の情報を検出素子に蓄積し、その情報をリーダで読み取ることによって、体幹部に装着したときの個人線量を算定可能とする。
 - 2) クリップ、安全ピンなどを備え、衣類に装着可能な構造とする。
 - 3) 表面に、測定対象者名及び測定開始日が容易に識別するための表示をもつ。

2.5 測定の周期・期間・回数

測定の周期は、毎月1日を始期とする1か月間とし、期間及び回数は、調達要領指定書によって指定する。

2.6 測定の実施など

測定の実施などは、次による。

- a) あらかじめ、官側は、バッジの種類、装着位置及び測定対象者名を表記した名簿を示す。
- b) 契約の相手方は、a)の名簿によって、バッジの表面に、測定対象者名及び測定開始日を表示する。
- c) b)のバッジを、官側が指定する場所に届ける。官側は、使用後、契約の相手方の指定する場所及び期日までに返送する。

- d) 官側から返送された使用済みのバッジを、速やかに測定する。
 なお、測定項目は、“放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則”による。

2.7 測定結果の報告

2.6 d) によって測定した結果から個人線量を算定し、報告する。

なお、報告は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次の期間ごとに行う。

- 1) 4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3か月間
- 2) 4月1日を始期とする1年間

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 附属品

バッジ本体に、2.4 a)2)又は2.4 b)2)のクリップ、安全ピンなどを備えていない場合は、衣類に装着するためのクリップ、安全ピンなどを備えた外側ケースなどを附属するほか、契約の相手方が規定する仕様及び社内規格による標準附属品とする。

なお、契約期間中に2.6 d)のバッジ返送によらず官側に貸し続ける場合は、納入先と調整する。

4.2 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。ただし、番号2は、過去に提出実績があり、前回提出時と変更がない場合は、省略してもよい。

表1 提出書類

番号	名称	数量	提出時期	提出先	摘要
1	測定結果報告書	一式	測定後、速やかに。	納入先	1) 事業者用及び個人用とする。 ^{a)} 2) 様式は、随意とする。
2	ISO/IEC 17025 認定書 ^{b)}	1	契約後、速やかに。	調達要求元	2.1 c)による。

注^{a)} 事業者用と個人用は、複写式による一様でもよい。
 注^{b)} 写し（コピー）でよい。

4.3 保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、直接又は間接にかかわらず知り得た測定対象個人名、測定結果などの管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは、官側の承認なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.4 輸送

輸送は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が担任する。

4.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	45E61AH0001
	調達要求年月日	令和6年3月15日
	作成部課	第1師団司令部 第4部
	作成年月日	令和6年3月 日
	作成者	1等陸曹 及川 将
品 名	個人の外部被ばく線量の測定、バッジ(X・γ線用)	
仕様書番号	HC-C-Z300043	

指定事項：

仕様書2.5 測定の周期

測定の期間は、令和6年4月1日～令和7年3月31日とする。ただし、細部は官側の指示による。

借用バッジの種類・数量

借用バッジに関してはバッジ(X・γ線用)とし、数量に関しては5名分とする。

連絡先

住所：東京都練馬区北町4-1-1

電話番号：(代表) 03-3933-1161 (内線) 2241

担当部署名：第1師団司令部 第4部